

令和 3 年度

定期監査報告書

益田市監査委員

目 次

第1 監 査 の 種 類	1 頁
第2 監 査 の 範 囲	1 頁
1 対象事務事業	1 頁
2 対象課等	1 頁
第3 監 査 の 期 間	1 頁
第4 監 査 の 方 法	1 頁
1 対象課等から提出のあった監査資料	2 頁
2 説明を聴取した事務・事業等	2 頁～3 頁
第5 監 査 の 要 点（ 監査重点項目 ）	4 頁
1 令和3年度予算執行状況	4 頁
2 令和2年度委託料に関する事務	4 頁
第6 監 査 の 結 果	4 頁
第7 ま と め	5 頁
1 令和3年度予算執行状況	5 頁
2 令和2年度委託料に関する事務	5 頁
— 資 料 —	
1 令和3年度予算執行状況	6 頁～9 頁
2 令和2年度委託料に関する事務	10 頁～15 頁

（注解）

- 1 各表中、収入（執行）率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。
- 2 各表中の符号「－」は、該当数値等のないものである。

定期監査報告書

益田市監査委員 原 伸 二

益田市監査委員 寺 井 良 徳

第1 監査の種類

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について、これらが適正に行われているかどうかを監査するものである。

第2 監査の範囲

1 対象事務事業

- (1) 令和3年度一般会計及び水道事業会計で、【表1】に示す対象課等が所管する令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間の予算執行（歳入、歳出、補正及び充流用等）に関する事務
- (2) 令和2年度一般会計及び水道事業会計で、【表1】に示す対象課等が所管する歳出科目「委託料」に関する事務

2 対象課等

【表1】

部局名	課・室名	課の数
産業経済部	産業支援センター（企業誘致推進室）	3 課
	農林水産課（農業担い手支援センター、国営対策室、匹見林業振興室）	
	観光交流課（空港対策室）（五輪キャンプ誘致推進室）	
上下水道部	業務課	2 課
	工務課	

第3 監査の期間

令和4年1月19日（水）から 同年2月3日（木）まで

第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査対象課等に対し【表2】に示す監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を実施した。

その後、特に説明聴取を要すると監査委員が判断した事務、事業について、【表3】【表4】【表5】に示すとおり担当課の聴取を行った。

1 対象課等から提出のあった監査資料

【表 2】

部名等	課・室名等	歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・ 充用・流用 に関する事務	委託料に 関する事務
産業経済部	産業支援センター (企業誘致推進室)	○	○	○	○
	農林水産課 (農業担い手支援センター) (国営対策室) (匹見林業振興室)	○	○	○	○
	観光交流課 (空港対策室) (五輪キャンプ誘致推進室)	○	○	○	○
上下水道部	業務課	○	○	○	○
	工務課				

2 説明を聴取した事務・事業等

【表 3】

部名等	課・室名等	歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・ 充用・流用 に関する事務	委託料に 関する事務
産業経済部	産業支援センター (企業誘致推進室)	○	○	○	○
	農林水産課 (農業担い手支援センター) (国営対策室) (匹見林業振興室)	○	○	○	○
	観光交流課 (空港対策室) (五輪キャンプ誘致推進室)	○	○	○	○
上下水道部	業務課	○	○	○	○
	工務課				

【表４】説明聴取事業数内訳

部名等	課名等	歳 入				歳 出			
		事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数
産業経済部	産業支援センター (企業誘致推進室)	11	1	3	0	26	1	9	1
	農林水産課 (農業担い手支援センター) (国営対策室) (匹見林業振興室)	81	12	7	1	99	5	16	0
	観光交流課 (空港対策室) (五輪キャンプ誘致推進室)	18	2	4	0	25	2	11	0
上下水道部	業務課	25	1	2	0	115	2	24	0
	工務課								
事業数計		135	16	16	1	265	10	60	1

【表５】委託の分類別事業数及び説明聴取事業数

部名等	課名等	保守管理		警備清掃		調査検査		設計測量		施設管理		事業運営		指定管理		システム改修		計画策定		その他		計	
		事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数
産業経済部	産業支援センター (企業誘致推進室)	3	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	8	6
	農林水産課 (農業担い手支援センター) (国営対策室) (匹見林業振興室)	8	0	0	0	4	3	5	1	19	2	16	4	6	0	0	0	1	1	1	0	60	11
	観光交流課 (空港対策室) (五輪キャンプ誘致推進室)	14	2	13	0	2	0	2	0	5	1	0	0	3	2	0	0	0	0	5	0	44	5
上下水道部	業務課	14	0	0	0	11	2	16	3	10	0	0	0	0	0	3	0	0	0	13	0	67	5
	工務課																						
事業数計		39	4	14	0	18	6	23	4	34	3	16	4	9	2	3	0	1	1	22	3	179	27

第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

1 令和3年度予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- （1） 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2） 執行率の低い要因は何か。
- （3） 調定の時期及び手続きは適正か。
- （4） 滞納状況の正確な把握、対策はとられているか。
- （5） 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か。

2 令和2年度委託料に関する事務

- （1） 委託の目的は明確になっているか。
- （2） 委託の相手方及び選定方法は適切か。
- （3） 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。（仕様書は作成されているか。）
- （4） 随意契約の場合、その理由は適正か。
- （5） 契約書は適正に作成されているか。
- （6） 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
- （7） 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また履行期限は守られているか。
- （8） 成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- （9） 委託の事後評価は行われているか。

第6 監査の結果

令和3年度予算執行（4月～12月）に関する事務が適正に行われているか、また、令和2年度委託事務が関係法令及び市契約規則等に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、監査対象とした産業経済部3課、及び上下水道部2課が所掌する事業毎に調書の提出を求めた。その中から各課別に抽出した27件の委託事業について関係書類の提出を求め、これを審査するとともに、担当職員から説明聴取を行った。

その結果、予算執行及び委託事業の手続きは、概ね適正に処理されていると認められたが、事務処理上の軽微な過誤等についてはその都度指摘し、改善を行うよう指導した。

今後の事務執行にあたり、指摘事項を十分に踏まえ、必要な措置を講じるとともに関係法令、例規等を遵守し、適正な事務処理に万全を期されたい。

第7 まとめ

1 令和3年度予算執行状況

監査の対象とした令和3年度歳入・歳出予算執行状況（4月～12月）は、次ページ以下の表のとおりである。（人件費は集計から除いている。）

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の為、事業中止等に伴う執行率の低下が見受けられた。今後、アフターコロナを見据えた事業展開が望まれる。

全体的に、事業実績に基づき年度末に処理する事務が多く、事務処理時期が集中することにより過誤が発生しないよう迅速な事務執行に努められたい。

今後も、法令に基づく適正な管理を行うとともに予算の効率的運用と厳正な事務処理が一層望まれる。

関連して、例月現金出納検査では、支払い遅延が散見される。過去に指摘した事項等について同じ誤りを繰り返さないように、関係法令を遵守し、迅速に会計処理を行っていただきたい。

2 令和2年度委託料に関する事務

今年度も、委託料に関する事務を重点項目として監査を実施した。

地方公共団体が行う各種の事務事業において、法令に基づき地方公共団体が行わなければならないもの以外については、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせることができる」とされている。

この監査において委託の目的では、「外部の専門知識、技術の活用」と回答のあった件数による構成比は57.6%で最も多く、次いで「経費削減、効率化」が25.1%となっている。また、委託業者の選定方法では、「随意契約」の件数による構成比は84.9%で、その内1者随契は87.5%となっている。

随意契約は、競争入札を原則とする契約方法の特例であり、地方自治法施行令で定められている場合に適用されるものである。入札に付する手間を省き、契約の相手方の能力を熟知したうえで選定できるという利点はあるが、長期にわたり受託者が固定することになり、公平性、経済性の確保が懸念される結果ともなりかねない。

今一度、事業委託の必要性を明確にしたうえ、財政状況、公平性等を考慮し適正な選定方法の検討が望まれる。

また、随意契約を行う際には、法的根拠と随意契約理由や業者選定理由を明確に記載されたい。

指定管理業務については、報告書や経験を踏まえ随意契約が大半である。

業務や事業のあり方については、モニタリングを通し改善に努められていたが、指定管理施設の適正な運営を確保するとともに有効なあり方について検討されたい。

業務委託事業については、継続的な事業が数多く占めている。市政全般の信頼が損なわれることのないよう、法令を遵守し、契約事務の公平、公正、透明性の確保を図り、説明責任が果たせるよう適正な職務の遂行に努められたい。

— 資料 —

1 令和3年度 予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

◆産業支援センター

〔 歳 入 〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B－C	収 入 率	
					対予算	対調定
商工使用料	10,362,000	10,408,200	7,820,790	2,587,410	75.5	75.1
商工費県補助金	1,500,000	1,802,000	0	1,802,000	0.0	0.0
財産貸付収入	25,251,000	25,250,556	19,801,650	5,448,906	78.4	78.4
利子及び配当金	5,425,000	3,186,729	3,186,729	0	58.7	100.0
不動産売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
総務費寄付金	200,000,000	144,651,000	133,443,000	11,208,000	66.7	92.3
商工費貸付金元利収入	35,300,000	0	0	0	0.0	—
雑入	529,000	676,000	100,000	576,000	18.9	14.8
合 計	278,368,000	185,974,485	164,352,169	21,622,316	59.0	88.4

〔 歳 入 〕（繰越明許費）

（単位：円・％）

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B－C	収 入 率	
					対予算	対調定
総務費国庫補助金	23,774,345	0	0	0	0.0	—
合 計	23,774,345	0	0	0	0.0	—

〔 歳 出 〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A－B	執行率
					B/A
企画費	107,971,000	73,019,480	72,315,480	34,951,520	67.6
労働諸費	3,240,000	3,240,000	3,190,000	0	100.0
商工総務費	1,533,000	981,758	869,118	551,242	64.0
商工振興費	240,974,000	185,786,697	162,987,177	55,187,303	77.1
企業誘致費	70,151,000	18,385,670	17,990,220	51,765,330	26.2
合 計	423,869,000	281,413,605	257,351,995	142,455,395	66.4

〔 歳 出 〕（繰越明許費）

（単位：円・％）

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A－B	執行率
					B/A
商工振興費	72,810,000	53,020,000	53,020,000	19,790,000	72.8
合 計	72,810,000	53,020,000	53,020,000	19,790,000	72.8

◆農林水産課

〔歳入〕

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
					対予算	対調定
農林水産業費分担金	4,625,000	105,551,553	1,578,281	103,973,272	34.1	1.5
災害復旧費分担金	17,209,000	290,517	220,868	69,649	1.3	76.0
農林水産業使用料	2,748,000	2,093,443	2,030,818	62,625	73.9	97.0
農林水産手数料	3,000	0	0	0	0.0	—
農林水産業費県補助金	207,424,000	150,297,788	80,063,862	70,233,926	38.6	53.3
災害復旧費県補助金	117,360,000	0	0	0	0.0	—
農林水産業費委託金	6,837,000	6,878,157	0	6,878,157	0.0	0.0
物品売払収入	3,741,000	3,503,457	2,630,178	873,279	70.3	75.1
国営土地改良事業 施設維持管理基金繰入金	2,780,000	0	0	0	0.0	—
森林環境整備基金繰入金	22,663,000	0	0	0	0.0	—
延滞金	1,000	0	0	0	0.0	—
農林水産業費貸付金元利収入	13,983,000	0	0	0	0.0	—
雑入	6,090,000	370	370	0	0.0	—
農林水産業債	199,400,000	0	0	0	0.0	—
災害復旧事業債	108,800,000	0	0	0	0.0	—
合 計	713,664,000	268,615,285	86,524,377	182,090,908	12.1	32.2

〔歳入〕(繰越明許費)

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
					対予算	対調定
農林水産業費分担金	1,073,200	101,156	101,156	0	9.4	100.0
災害復旧分担金	80,000	0	0	0	0.0	—
災害復旧費国庫負担金	25,185,000	0	0	0	0.0	—
農林水産業費県補助金	20,124,400	7,812,000	7,812,000	0	38.8	100.0
災害復旧費県補助金	20,486,711	1,656,000	1,656,000	0	8.1	100.0
森林環境整備基金繰入金	4,600,000	4,600,000	4,600,000	0	100.0	100.0
農林水産業債	2,525,928	25,928	25,928	0	1.0	100.0
災害復旧事業債	15,000,000	0	0	0	0.0	—
合 計	89,075,239	14,195,084	14,195,084	0	15.9	100.0

〔歳出〕

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
農業総務費	33,424,000	28,701,338	27,988,385	4,722,662	85.9
農業振興費	180,839,000	128,054,611	114,683,286	52,784,389	70.8
新生産調整推進対策費	7,472,000	6,064,000	5,564,000	1,408,000	81.2
畜産業費	1,931,000	1,141,445	91,445	789,555	59.1
土地改良事業費	123,921,000	66,881,269	38,807,129	57,039,731	54.0
国営総合農地開発費	157,642,000	143,673,142	143,638,142	13,968,858	91.1
林業総務費	26,496,000	7,059,367	7,059,367	19,436,633	26.6
林業振興費	91,629,000	45,819,099	14,765,004	45,809,901	50.0
森林土木事業費	49,082,000	30,894,167	17,681,204	18,187,833	62.9
水産業総務費	519,000	400,500	400,500	118,500	77.2
水産振興費	7,628,000	6,895,425	2,495,425	732,575	90.4
漁港費	47,472,000	28,571,627	14,295,277	18,900,373	60.2
農業施設災害復旧費	233,223,000	13,451,223	6,589,423	219,771,777	5.8
林道施設災害復旧費	53,031,000	10,156,300	10,084,800	42,874,700	19.2
合 計	1,014,309,000	517,763,513	404,143,387	496,545,487	51.0

〔歳出〕(繰越明許費)

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
土地改良事業費	18,726,000	15,298,800	8,895,700	3,427,200	81.7
森林土木事業費	10,100,000	10,049,600	3,400,000	50,400	99.5
農業施設災害復旧費	26,072,000	22,050,304	13,766,204	4,021,696	84.6
林道施設災害復旧費	3,142,000	2,416,000	2,416,000	726,000	76.9
漁港施設災害復旧費	38,151,000	34,101,600	34,101,600	4,049,400	89.4
合 計	96,191,000	83,916,304	62,579,504	12,274,696	87.2

◆観光交流課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
					対予算	対調定
商工費負担金	60,000	45,000	30,000	15,000	50.0	66.7
商工使用料	405,000	265,660	198,670	66,990	49.1	74.8
商工費県補助金	27,252,000	19,314,007	19,314,007	0	70.9	100.0
商工費委託金	690,000	0	0	0	0.0	—
物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
一般寄付金	10,000	0	0	0	0.0	—
美都温泉基金繰入金	7,073,000	0	0	0	0.0	—
雑入	4,450,000	4,425,750	25,750	4,400,000	0.6	0.6
商工債	11,000,000	0	0	0	0.0	—
合 計	50,941,000	24,050,417	19,568,427	4,481,990	38.4	81.4

〔歳入〕(繰越明許費)

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
					対予算	対調定
商工費県補助金	15,939,000	0	0	0	0.0	—
商工債	19,431,000	18,131,000	18,131,000	0	93.3	100.0
合 計	35,370,000	18,131,000	18,131,000	0	51.3	100.0

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
観光費	136,025,000	108,335,111	82,013,789	27,689,889	79.6
温泉管理費	82,692,000	74,069,844	55,100,156	8,622,156	89.6
国際交流費	2,920,000	255,038	90,038	2,664,962	8.7
都市交流費	3,490,000	1,474,000	1,364,000	2,016,000	42.2
空港対策費	93,046,000	92,545,572	50,493,572	500,428	99.5
合 計	318,173,000	276,679,565	189,061,555	41,493,435	87.0

〔歳出〕(繰越明許費)

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
観光費	35,420,000	33,000,000	33,000,000	2,420,000	93.2
温泉管理費	32,075,802	31,043,100	28,957,500	1,032,702	96.8
合 計	67,495,802	64,043,100	61,957,500	3,452,702	94.9

◆上下水道部

〔 収益的收入 〕

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
					対予算	対調定
給水収益	964,216,000	718,480,007	635,669,163	82,810,844	65.9	88.5
受託工事収益	34,530,000	0	0	0	0.0	—
その他営業収益	17,636,000	13,838,136	4,274,837	9,563,299	24.2	30.9
受取利息及び配当金	301,000	182,000	182,000	0	60.5	100.0
他会計補助金	60,403,000	30,394,840	30,394,840	0	50.3	100.0
消費税還付金	1,000	0	0	0	0.0	—
長期前受金戻入	109,375,000	0	0	0	0.0	—
雑収益	695,000	555,862	402,958	152,904	58.0	72.5
過年度損益修正益	1,000	0	0	0	0.0	—
その他特別利益	194,000	194,183	194,183	0	100.1	100.0
合 計	1,187,352,000	763,645,028	671,117,981	92,527,047	56.5	87.9

〔 収益の支出 〕

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
原水及び浄水費	212,826,000	159,665,355	136,556,537	53,160,645	75.0
配水費	70,465,000	50,777,636	41,119,352	19,687,364	72.1
給水費	123,607,000	83,009,456	64,171,470	40,597,544	67.2
受託工事費	34,835,000	6,699,000	2,750,000	28,136,000	19.2
業務費	64,749,000	51,332,403	39,338,933	13,416,597	79.3
総係費	62,450,000	43,767,265	43,185,880	18,682,735	70.1
減価償却費	445,965,000	0	0	445,965,000	0.0
資産減耗費	14,705,000	406,450	0	14,298,550	2.8
その他営業費用	2,000	0	0	2,000	0.0
支払利息及び企業債取扱諸費	54,409,000	28,268,979	28,268,979	26,140,021	52.0
消費税	22,663,000	0	0	22,663,000	0.0
雑支出	1,000	0	0	1,000	0.0
過年度損益修正損	631,000	262,274	254,332	368,726	41.6
予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.0
合 計	1,108,308,000	424,188,818	355,645,483	684,119,182	38.3

〔 収益の支出 〕 (繰越明許費)

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
給水費	2,321,000	2,321,000	2,321,000	0	100.0
合 計	2,321,000	2,321,000	2,321,000	0	100.0

〔 資本的收入 〕

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
					対予算	対調定
企業債	171,400,000	0	0	0	0.0	—
国庫補助金	18,600,000	0	0	0	0.0	—
工事負担金	40,735,000	21,605,231	21,385,231	220,000	52.5	99.0
他会計負担金	3,000,000	820,339	820,339	0	27.3	100.0
他会計出資金	107,815,000	53,906,508	53,906,508	0	50.0	100.0
基金運用収入	1,000	0	0	0	0.0	—
固定資産売却代金	6,000	5,010	5,010	0	83.5	—
合 計	341,557,000	76,337,088	76,117,088	220,000	22.3	99.7

〔 資本的收入 〕 (繰越明許費)

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
					対予算	対調定
企業債	67,700,000	0	0	0	0.0	—
合 計	67,700,000	0	0	0	0.0	—

〔 資本の支出 〕

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
配水施設改良費	493,837,000	394,205,228	59,878,813	99,631,772	79.8
営業設備費	7,357,000	482,463	482,463	6,874,537	6.6
企業債償還金	352,398,000	179,453,171	179,453,171	172,944,829	50.9
基金積立金	1,000	0	0	1,000	0.0
国庫補助金返還金	677,000	0	0	677,000	0.0
合 計	854,270,000	574,140,862	239,814,447	280,129,138	67.2

〔 資本の支出 〕 (繰越明許費)

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
配水施設改良費	130,659,100	130,659,100	130,569,100	0	100.0
合 計	130,659,100	130,659,100	130,569,100	0	100.0

2 令和2年度委託料に関する事務

(1) 委託の分類別内訳 (単位：件・%)

分 類	件数	構成比
保守管理	39	21.8
警備清掃	14	7.8
調査検査	18	10.1
設計測量	23	12.8
施設管理	34	19.0
事業運営	16	8.9
指定管理	9	5.0
システム改修	3	1.7
計画策定	1	0.6
その他	22	12.3
計	179	100.0

(2) 委託の目的別内訳 (単位：件・%)

目 的	件数	構成比
経費削減・効率化	45	25.1
事務処理の迅速化	2	1.1
外部の専門知識・技術の活用	103	57.6
そ の 他	29	16.2
計	179	100.0

(3) 委託料算定方法別内訳 (単位：件・%)

算 定 方 法	件数	構成比
算定基準のあるもの	60	33.5
業者の見積りを参考とするもの	96	53.6
前年度の実績を参考とするもの	23	12.9
計	179	100.0

(4) 委託業者選定方法別内訳 (単位：件・%)

選 定 方 法	件数	構成比
一般競争入札（総合評価方式を含む）	1	0.6
指名競争入札	26	14.5
随意契約（プロポーザル方式を含む）	152	84.9
計	179	100.0

(5) 委託業者選定方法別の参加業者数内訳

(単位：件・%)

参加業者数	選定方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	計	構成比
1 業者		0	1	133	134	74.9
2 業者		0	1	2	3	1.7
3 業者		1	3	8	12	6.7
4 業者		0	2	2	4	2.2
5 業者		0	1	4	5	2.8
6 業者以上		0	18	3	21	11.7
計		1	26	152	179	100.0

(6) 随意契約の事由別内訳

(単位：件・%)

随意契約の事由 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)		参 加 業 者 数							構成比
		1 業者	2 業者	3 業者	4 業者	5 業者	6 業者以上	計	
第1号	規則で定める額を超えない	3	1	8	2	4	2	20	13.2
第2号	性質又は目的が競争入札に適さない	107	0	0	0	0	0	107	70.4
第3号	シルバー人材センター等との特命随意契約	8	1	0	0	0	0	9	5.9
第4号	新商品の購入等	0	0	0	0	0	0	0	0.0
第5号	緊急の必要性がある場合	7	0	0	0	0	0	7	4.6
第6号	入札に付することが不利な場合	8	0	0	0	0	1	9	5.9
第7号	時価に比して著しく有利な価格	0	0	0	0	0	0	0	0.0
第8号	入札者がいない又は再度入札で落札者がいない	0	0	0	0	0	0	0	0.0
第9号	落札者が契約しない	0	0	0	0	0	0	0	0.0
計		133	2	8	2	4	3	152	
構成比		87.5	1.3	5.3	1.3	2.6	2.0		100.0

(7) 監査対象とした業務委託の名称

【対象部】 産業経済部

対象課	業務委託の名称
産業支援センター	令和2年度益田駅前ビルE A G A A-1-イ、A-3-ア、A-3-ウ 空調設備保守点検業務
	令和2年度益田市立企業立地支援工場消防設備点検業務
	令和2年度益田市立企業立地支援工場等浄化槽保守点検業（工場 A棟、B棟）
	令和2年度益田市立企業立地支援工場等浄化槽保守点検業（羽原スポーツ広場）
	令和2年度羽原スポーツ広場清掃業務
	マイナポイント設定支援等業務
	令和2年度石見臨空ファクトリーパーク内除草業務
	令和2年度石見臨空ファクトリーパーク樹木伐採業務
農林水産課	益田市立営農研修センター指定管理業務委託
	ホタルの里農業センター指定管理業務委託
	令和2年度益田市新アグリセンター管理運営業務委託
	益田市立荒木地区山村活性化センター指定管理料
	益田市立三葛地区農林漁家婦人活動促進施設指定管理料
	益田市立匹見生活改善センター指定管理料
	横田・安富農村公園管理業務
	豊川農村公園管理業務
	双川峡農村公園管理業務
	笹倉農村公園管理業務
	丸茂農村公園管理業務
	有害鳥獣捕獲活動業務委託料（益田地区）
	有害鳥獣捕獲活動業務委託料（美都地区）
	有害鳥獣捕獲活動業務委託料（匹見上地区）
	有害鳥獣捕獲活動業務委託料（匹見下地区）
	有害鳥獣捕獲活動業務委託料（道川地区）
	匹見町ガラス温室溶液プラント消防用設備等点検業務委託
	匹見町ガラス温室溶液プラント消防用設備等点検業務委託
	農道除草事業委託（安富）
	農道除草事業委託（乙子）
	農道除草事業委託（上種）
	令和2年度農林道支障木伐採業務委託
	喜阿弥高津農道除草委託
	令和2年度農林道等舗装業務委託
	市道中吉田久城線外15路線道路維持業務（路面清掃）
	令和2年度除雪作業業務委託
	令和2年度除雪作業業務委託
	農村地域防災減災事業上大堤地区事業計画作成業務委託
	令和2年度ほたる大橋外2橋梁点検業務委託
	令和2年度林業者等研修宿泊施設消防設備点検業務（澄川分）
	令和2年度林業者等研修宿泊施設消防設備点検業務（紙祖分）
	松林保全整備事業委託料
	令和2年度森林資源活用事業（地域通貨券運営業務）業務
	令和2年度木の駅ひきみ森の宝山直市場浄化槽保守業務
	令和2年度木の駅ひきみ森の宝山直市場消防設備点検業務
	令和2年度森の守り人づくり事業（地域おこし協力隊育成研修等）業務
	令和2年度森の守り人づくり事業（地域おこし協力隊育成研修等）業務
	ふるさとの森再生事業委託金

農林水産課	令和2年度森林環境整備事業（技術研修）業務
	木の駅ひきみ森の宝山直市場薪加工業務
	新たな森林管理システム推進業務委託
	島根県森林情報システムサポート業務
	微地形図作成委託料
	森林境界確認事業業務委託
	令和2年度林道保矢線外8路線橋梁点検業務委託
	令和2年度林道ハミ谷線外2路線橋梁点検業務委託
	林道除草事業委託（大峯破）
	令和2年度農林道支障木伐採業務委託
	林道除草事業委託（鎌手）
	令和2年度匹見地区林道除草業務委託
	令和2年度除雪作業業務委託
	山崩れ発生予知施設保守点検業務
	土田海岸公益施設指定管理料
	小浜漁港外2港土壌検査業務委託
	令和2年度災害復旧事業補助率増高申請電算処理業務
	令和2年発生広高わさび田通作道災害復旧測量設計業務委託
	令和2年発生喜阿弥高津農道災害復旧測量設計業務委託
	令和2年発生広高わさび田通作道災害復旧測量設計業務委託
	令和2年発生林道ハビ内石線災害復旧工事
	令和2年度土田漁港施設（増破）災害復旧測量設計業務委託
観光交流課	益田市観光パンフレットデザイン編集業務委託
	蟠竜湖公衆便所浄化槽管理業務委託
	三里ヶ浜ビーチハウス浄化槽管理業務委託
	七尾公園公衆便所浄化槽管理業務委託
	柿本神社公衆便所浄化槽管理業務委託料
	道の駅「匹見峡」浄化槽維持管理業務委託
	匹見中央公園（迷路横）浄化槽維持管理業務委託
	三里ヶ浜ビーチハウス駐車場公衆便所清掃業務委託
	蟠竜湖駐車場公衆便所清掃業務委託
	安蔵寺・大神ヶ岳登山歩道等管理業務委託
	奥匹見峡自然公園管理業務委託
	道の駅匹見峡施設管理業務委託
	匹見中央公園駐車場・公衆便所管理業務委託
	七尾公園駐車場公衆便所清掃業務委託
	みと自然の森管理委託
	道の駅サンエイト美都情報発信業務委託
	道の駅サンエイト美都機械警備業務委託
	道の駅サンエイト美都消防設備点検委託
	裏匹見峡森林公園レストパーク管理業務委託
	みと自然の森宿泊棟枯損木伐採業務
	匹見地区生活環境保全林及び登山道等除草業務委託
	生活環境保全林整備及び春日山登山道・若杉天然杉登山道整備業務委託
	持石海岸清掃活動業務委託
	土田海岸清掃活動業務
	蟠竜湖駐車場園地管理業務委託
	三里ヶ浜ビーチ広場管理業務委託

観光交流課	高津地方揚水ポンプ維持管理業務委託
	三ヶ浜ビーチハウスシャワー室使用料収納事務委託業務
	小浜海岸清掃活動業務委託
	裏匹見峡レストパーク木橋点検業務委託
	蟠竜湖駐車場溜池除草
	毘礼振山清掃業務委託
	向横田城跡清掃業務委託
	七尾公園清掃業務委託
	蟠竜湖駐車場古木伐採業務委託
	市内旅行事業者支援事業チラシ作成業務委託
	観光地域づくり応援隊員設置事業業務委託
	美都温泉指定管理料
	益田市立匹見健康センター管理運営業務指定管理料
	益田市立匹見宿泊交流施設管理業務委託
	匹見峡温泉案内看板撤去
	美都温泉トイレ外設備改修工事設計業務委託
	匹見峡温泉空気調和設備外改修工事設計業務委託
	萩・石見空港マラソン全国大会運営・検討業務

【対象部】上下水道部

業務課・工務課	令和２年度水道水質検査関係業務委託
	上水道施設除草業務委託
	益田水源地外２箇所植栽剪定業務委託
	高津第１配水池除草業務委託
	自家用電気工作物保安管理業務委託
	一般用電気工作物受託検査業務委託
	益田市水道施設水位計点検業務委託
	P C B 使用安定器等建物調査業務委託
	水道施設水質計器等保守点検業務委託
	水道施設（旧美都地区）水質計器等保守点検業務委託
	T O C 計保守点検業務委託
	清水浄水場膜モジュール次亜洗浄業務委託
	機械設備点検業務委託
	清水浄水場汚泥処理業務委託
	浄化槽維持管理委託業務 益田水源地事務所 高津水源地
	中の谷水道施設維持管理業務委託料
	管末水質検査業務委託
	送配水管等修繕業務委託
	水道漏水調査（緊急）業務委託
	水道施設工事特別資材調査業務委託
	水道漏水調査業務委託
	令和２年度益田市水道台帳システム修正及びデータ更新業務委託
	給水装置修繕業務委託
	令和２年度量水器取替業務
	令和２年度益田市水道事業量水器検針業務委託
	コンビニ収納手数料
	令和２年度F B 基本手数料
	令和２年度F B 基本手数料
	令和２年度水道料金等取扱手数料
	令和２年度水道料金等取扱手数料

業務課・工務課	令和２年度水道料金等取扱手数料
	令和２年度水道料金等取扱手数料
	令和２年度水道料金等取扱手数料
	令和２年度水道料金等取扱手数料
	令和２年度水道料金等取扱手数料
	令和２年度水道料金等取扱手数料
	令和２年度水道料金等取扱手数料
	令和２年度振替月まとめ料金
	上下水道料金管理システム（ソフト）保守業務
	上下水道料金管理システム（ハード）保守業務
	水道料金改定に伴う水道料金システム改修業務
	水道事業会計システムアプリケーション保守業務委託
	水道事業会計システム電子計算機器保守業務委託
	水道事業会計システム電子計算機器保守業務委託（再リース以降）
	起債管理（Ｗｅｂオンプレ版）システム導入業務
	起債管理（Ｗｅｂオンプレ版）システムアプリケーション保守業務委託
	松ヶ丘加圧施設用地不動産鑑定評価業務委託
	令和２年度電算システム運用管理支援業務
	市道喜阿弥西小浜線配水管改良設計業務委託
	国道９号神田地区配水管改良設計業務委託
	飯浦配水池地質調査業務委託
	神田配水池測量業務委託
	岡本水源地備蓄倉庫設計業務委託
	益田浄水池及び配水池更新基本設計業務委託
	中垣内配水池用地測量業務委託
	県道蟠竜湖高津線外 配水管改良設計業務委託
	市道山ノ平乙吉湍線 配水管改良設計業務委託
	県道益田種三隅線外 配水管改良設計業務委託
	飯浦配水池実施設計業務委託
	三隅・益田道路鎌手インター配水管移設設計業務委託
	都茂地区送・配水管改良設計業務委託
	都茂地区送・配水管測量業務委託
	木部配水池送・配水管改良設計業務委託
	横田第１配水池耐震診断調査業務委託
	昭和水管橋補修設計業務委託
	ＣＡＤソフト（V-nas（V-WATER E x））年間保守料金
	市道中島線外配水管改良設計業務委託

— 参考 —

地方自治法

(地方公共団体の法人格とその事務)

第二条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方自治法施行令

(予算の執行及び事故繰越し)

第百五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
 - 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
 - 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
- 3 第百四十六条の規定は、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

地方財政法

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

- 2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

益田市財務規則

(予算の執行計画)

第 16 条 部課長等は、主管の予算に係る予算執行計画書を作成し、指定された期日までに財政主管課長に提出しなければならない。

- 2 財政主管課長は、前項により提出された予算執行計画書について必要と認めるときは、部課長等の意見を聴いて予算執行計画を調整し、市長の決定を受けるものとする。

(請求書による原則)

第 46 条 支出の決定は、債権者からの請求書の提出を待ってしなければならない。

適法な請求書の要件（地方財務実務提要）

請求書は正当な債権者であるかどうかを確認するため、次の事項の記載が必要です。

- ・ 債権者の表示（住所、氏名（法人にあっては法人名及び代表者の氏名）並びに押印）
- ・ 債務者の表示 ・ 債権の内容 ・ 請求金額 ・ 請求年月日

地方自治法

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4から6 【略】

地方自治法施行令

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸賃借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施

設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。))が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。))が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2から4 【略】

令和 3 年度定期監査報告書

令和 4 年 3 月発行

益田市監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町 1 番 1 号 益田市役所分館

益田市監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0315

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp